

通告2番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今回は、岩出市内在留外国人と市役所の働き方改革についての2点、お伺いいたします。

最初に、岩出市内在留外国人について質問いたします。

岩出市だけでなく、日本全体が人口減少という喫緊の課題に直面している中、外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法が平成30年12月8日に成立、平成31年4月1日から施行されました。

政府では、新たな在留資格、特定技能を設け、外国人の単純労働に門戸開放し、人手不足が深刻化している介護や建設など14業種で5年間、最大34万人余りの外国人を受け入れる見込みとされています。この改正により外国人は、一般的な滞在者ではなく、日本人と同様に、まちづくりをともに担う市民になることとなります。

また、居住する外国人の方にとって、日本語能力等が十分できないことなどから、外国人の方が安心・安全に生活が送れるよう、行政の体制整備が必要であると考えます。

そこで、外国人労働者だけではなく、その家族などの多くの外国人が都市部に限らず地方にも在住され、当市においても外国人の方は、今後さらにふえていくものと考えられます。そこで、在留外国人が岩出市民と同様に、安心して生活できるよう、次の5点についてお伺いいたします。

最初に1点目、国際化が進展する中、本市でもスーパー等で働く人、また買い物客等で多くの外国人の方を見かけることがあります。そこで当市の直近の岩出市内在留外国人の国別人数についてお答えください。

次に2点目、本市におきましても、外国人が年々増加傾向にある中、地震、台風などの災害から身を守る情報をいかに伝えていくのか、自治体の対応が求められています。特に、日本語にふなれな外国人の方への情報伝達が課題であると考えます。当市では、警報等の防災情報を迅速かつ的確に市民にお知らせしていただくため、防災無線、防災メール等で避難情報等を発信いただいておりますが、日本語がわからない外国人の方には伝わらないかと思えます。また、市では、岩出市防災マニュアル2019年改訂版を策定し、全戸配布されていますが、これについても日本語

がわからない外国人にはわかりづらいものと考えます。そこで、災害時の外国人への対応について、現在どのような取り組みを行っているのか、お答えください。

次に3点目、租税条約を締結していない国以外は、基本的に日本で働いていて住所を持っている外国人の場合、日本人と同様に、所得税と個人住民税の支払い義務があると思われます。また、個人住民税は地方税法第321条の4の規定により、所得税の源泉徴収義務がある給与支払い者は、原則として、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令により義務づけられているため、市税務課では特別徴収の実施を推進していることから、外国人従業員の個人住民税の滞納はないかと思いますが、当市での過去3年間の外国人の個人住民税、納税義務者数及びその滞納状況並びにその対応についてお答えください。

次に4点目、以前、外国人の国民健康保険の滞納状況が新聞等で取り上げられていました。日本での在留期間が3カ月を超える外国人の場合、公的な医療保険に加入する必要があると聞いておりますが、加入しなくてもペナルティーがないため、加入しない外国人も大勢いると報道されてきました。そのような状況の中、国民健康保険へ加入した外国人の方は、制度の理解が不十分で、保険税が滞納になるケースもあると言われております。そこで、当市での過去3年間の外国人の国民健康保険の加入者数及び保険税の滞納状況並びにその対応についてお答えください。

次に5点目、改正後を1つの契機として、外国人の子供がふえてくるものと思われます。子供が、今後、日本語を十分理解して、日本での習慣やルールをしっかりと身につけ、日本になれ親しんでいただけるような仕組みが重要ではないかと考えております。そこで、市内の外国人の子供が市内の小学校、中学校に通学していると思いますので、在留外国人の子供の教育での直近の小中学校における在留外国人の児童生徒数、対応教諭、補助教諭の人数、また、当市での教育等の現状及び課題並びに今後の方針についてお答えください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 福岡議員ご質問の1番目、岩出市内在留外国人についての1点目、直近の岩出市内在留外国人の国別人数についてのご質問にお答えいたします。

令和元年8月31日現在の住民基本台帳法の対象となる外国人の国籍別人口は、25カ国、412人であり、韓国が124名で最も多く、全体の30%を占めております。次いで中国、58人、ベトナム、51人、インドネシア、46人、フィリピン、40人、ほか20カ国、93人となっております。

次に2点目、災害時の外国人への対応についてお答えいたします。

災害時の外国人への対応については、災害対策基本法の規定に基づき策定しております。岩出市地域防災計画において、外国人被災者への対応を定めております。また、情報提供の観点から、市内各避難所等に設置しております避難所を示す看板には英語を併記しております。防災関連情報については、市ウェブサイトからも発信しており、自動翻訳機能を利用し、英語、中国語、韓国語に対応可能としております。

啓発活動といたしましては、一般財団法人消防・防災科学センター発行の外国人向け防災啓発パンフレットを外国人観光客が多数利用する市内宿泊施設に設置いただいております。また、那賀消防組合において、救急車に11カ国語対応のコミュニケーションマニュアルを設置しているほか、119番通報の際には、11カ国語に対応可能な多言語通話サービスによる第三者同時通話を運用し、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対応しております。

次に、3点目についてお答えいたします。

過去3年間の外国人の個人住民税納税義務者数は、平成28年度は91名、平成29年度は122名、平成30年度は141名となっており、うち滞納者は、平成28年度は2名、平成29年度は3名、平成30年度は5名でございます。これらに対する対応といたしましては、他の滞納者と同様、財産調査を行い、財産が発見されれば滞納処分を行います。

また、福岡議員がおっしゃられたように、税務課では特別徴収を推進しており、外国人従業者が帰国する際には、特別徴収事務所に対して、個人住民税の一括徴収を依頼しているところです。しかし、一括徴収できない翌年度課税分につきましては、納税管理人の設定について、同時に依頼することにより滞納者の削減に努めてまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員ご質問の1番目の4点目についてお答えいたします。

過去3年間の外国人の国民健康保険加入者数は、平成28年度、127人、平成29年度、120人、平成30年度、120人となっています。

滞納状況につきましては、国保税は世帯主に課税するため、滞納者数は世帯主の人数となりますが、平成28年度、11人、平成29年度、15人、平成30年度、15人です。

在留期間が3カ月を超える場合などは、住民票を作成することとなっております。

ので、国保では、その際に健康保険の加入状況を確認し、加入手続を行っているところであり、手続の際は、日本語の話せる方が同行しており、制度説明等は、現状、日本語で行えておりますが、今後、外国人加入者の増加が見込まれる中、国保税の納付義務を含む国保制度全般についてご理解いただくことが重要であることから、多言語に対応したパンフレットにより対応を行う予定としております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 5点目、在留外国人の子供の教育についてお答えいたします。

1点目の児童生徒数ですが、小学校で9名、中学校では1名の計10名となっております。

2点目、教諭と補助教諭の人数ですが、現在、全ての学校において、学級担任のみで対応しており、補助教諭の配置はございません。10名とも日本語で十分会話ができる状況であるということでございます。

3点目、現状、課題及び今後の方針についてであります。2点目のご質問でお答えしたとおり、児童生徒が日本語で会話ができる状況でありますので、現在のところ、課題は特にございませんが、今後、日本語指導が必要な児童生徒が入学してきた際には、日本語指導教員の加配を県教育委員会に要請し、日本語学級を開設する方針でございます。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点目の災害時の外国人への対応について、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、在留外国人が増加しているとのことですが、また、日本では、本年、ラグビーワールドカップ2019、令和2年には東京オリンピック・パラリンピック、その後、ワールドマスターズゲームズ2021関西、そして大阪万博2025等の国際的なイベントの開催が決定されており、この期間、特に日本を訪れる外国人が多くなることが予想されます。そのためにも外国人向けの防災情報、例えば、多言語による防災マップなどの作成が必要と思われませんが、今後、災害時の外国人に対して、どのように取り組んでいこうと考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

本年3月に改訂いたしました岩出市防災マニュアルについては、市ウェブサイト上にて、自動翻訳機能を利用し、一部を除き、複数言語で閲覧できるよう対応して

おります。

なお、他の媒体による防災情報の提供についても、他の自治体等の事例を参考に研究を進めてまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 次に2番目、市役所の働き方改革についてお伺いいたします。

令和元年を迎え、はや4カ月が過ぎようとしています。岩出市においては、第2次長期総合計画のもと、新しい時代に向け、今までと同様、またそれ以上に発展を進めていくため、市職員方の力を発揮していただくとともに、業務に取り組んでいただきたく思います。

そのような中、本年4月に働き方改革関連法案が施行されました。その法案は、労働基準法、労働安全衛生法など、多岐にわたる法律改正であります。これらの根幹にあるのが安倍政権が打ち出した一億総活躍社会の実現と言えます。少子高齢化が進展する状況下において、50年後も1億人の人口を保てるよう、若者、高齢者、女性、男性、障害のある方、みんなが個性、多様性を尊重され、家庭、地域、職場それぞれで活躍できる社会の実現を目指すものであります。

岩出市でも喫緊の課題である人口減の問題、その課題の対応策として、今回の働き方改革法につながるわけであります。

そこで、1点目としてお伺いいたします。

働き方関連法案の大きな趣旨として、長時間労働を是正すること、子育てをしながら働くことができるなど、ワーク・ライフ・バランスのとれた多様な働き方を可能にすることがあります。官民一体となり取り組んでいかなければなりません。まずは岩出市役所が先頭に立ち、社会の範を示すべき積極的な姿勢を示す必要があると考えますので、市としての考えをお答えください。

次に2番目、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

女性、高齢者、障害のある方の社会進出促進として、業務委託と多様な働き方を提示し、市の業務について、これまで以上にワークシェアしていく考えはないでしょうか。また、これらの推進により超過勤務時間の短縮、労働環境の整備にもつながるものと考えますが、市の効果的な取り組みについてお答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 福岡議員の市役所の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

1点目の岩出市の方針についてですが、長時間労働の是正として、国に沿った形で月45時間、年360時間を原則として、超過勤務時間の上限を設けました。また、育児休業取得の推進を行うとともに、男性職員には配偶者の出産に係る休暇の取得促進を行い、女性職員については保育所への送り迎えをするために、勤務の開始時間や就業時間を短くする部分休業の推進もあわせて行っています。

次に、2点目の具体的な取り組みについての女性、高齢者、障害のある方の社会進出促進として、市の業務に参画できないかについてであります。職員募集については、性別による条件はつけず、公正な採用を行っています。

また、障害のある方について、今年度、障害者を対象とした職員採用試験を10月27日に予定しておりましたが、応募者がなく実施できませんでした。引き続き障害者を対象とした採用試験を実施していく予定です。

高齢者についてですが、シルバー人材センターへの業務の発注を行っています。一例を申しますと、駐輪場の整理作業、高齢者交流事業、学童保育事業、紀泉台の都市公園の日常管理、根来公園墓地の指定管理などです。

障害のある方についてですが、市からの業務として、障害者就労施設へ各申請書の印刷や文化祭の記念品や人権啓発用の物品の購入、いわで御殿の除草・植栽管理、根来総合運動公園の管理などを依頼しております。今後も業務の内容を勘案し、各方面に市の業務の発注を行ってまいります。

次に、労働時間削減に向けた効果的な取り組みについてお答えいたします。

即効性のある効果的な取り組みは難しいところであり、現在、さまざまな取り組みを行い、削減に努めているところです。毎週水曜日のノー残業デイ及び6月1日から9月30日の期間は、水曜日と金曜日のノー残業デイの実施を行っています。

超過勤務時間の削減につながるよう、職員研修として、昨年度、タイムマネジメント研修を実施しました。時間管理のポイントや上手な時間の使い方を学びました。また、今年度の職員研修においては、モチベーション向上研修を実施する一方で、資格取得助成を行うなど、職員の資質向上に努めております。また、ボーダレス、オーバークロスで業務に取り組み、超過勤務時間の削減を図っているところです。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 労働時間について、再質問させていただきます。

職員方の労働時間削減について、特に超過勤務時間の削減には、職員の資質向上やボーダレス、オーバークロスで業務に取り組むことにより削減を図っているとご答弁いただきました。今、社会ではワーク・ライフ・バランスという言葉がよく使われ、仕事と生活、双方の調和の必要性が求められています。しかしながら、どうしても超過勤務をしなければならないときもあると思います。ことし、兵庫県川西市の選管職員が長時間勤務と思われる居眠り運転により事故を起こすということもありました。

そこで、市としての職員の長時間勤務に対する心身のケアはどのように行っているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

職員の長時間労働に対する心身のケアはどのように行っているのかについてですが、平成29年度より衛生管理者による心や体の相談窓口を開設し、月3回、市役所や保育所などで実施しております。特に必要な場合は、臨時的にこの相談窓口を実施しているところです。また、ストレスチェックの実施結果による高ストレス者への産業医の面接指導も行っています。

なお、今年度より月80時間を超える長時間労働職員に対して、産業医による面接指導を実施していくこととしております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。